

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 日本協議委員会（協議委設置関係）(Ⅲ)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 日米協議委員会, 対沖縄援助, 閣議請議 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43710">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43710</a>

書簡交換の自覚書

(別紙一)

(日本側書簡) (案)

外務省

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための援助の供与についての両政府間の協力に關し明確な取極を行なうことについて両政府の代表者の間で行なわれた討議に言及し、かつ、その討議の結果として両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

- 1 (a) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについて、引き続き協力する。
- (b) 日本国政府の援助は、この目的のために予算で認められた資金から供与され、この資金の支出は、日本国の関係法令に従う。

外務省

- 2 日本国については、首席代表としての外務大臣及び総理府総務長官により、並びにアメリカ合衆国については、日本国駐在合衆国大使により構成される協議委員会を設置する。協議委員会は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助を供与することについての協力に關し両政府の政策を調整するため、いずれか一方の政府の要請に基づき随時会合する。両政府の前記の政策の調整は、次のとおりとする。
- (a) 琉球諸島の経済開発及び社会福祉の進展を毎年検討すること

- (b) 短期及び長期の必要を検討すること並びに
- (a) 日本国政府が日本国の次会計年度において供与する援助の計画に關し、予算で認められた資金が利用できることを条件として、及び1(b)の規定に従い、並びに合衆国政府が供与し

ている援助に妥当な考慮を払つて、合意すること

3 議長としての琉球諸島高等弁務官の代表者一人、日本国の総理府総務長官が指名する政府職員一人及び琉球政府行政主席又はその代表者一人により構成される技術委員会を設置する。

技術委員会は、日本国政府が琉球諸島に対して供与する経済及び技術援助の運営及び実施に伴つて生ずる問題を検討するため、この取極のいずれか一方の当事者の要請に基づき随時合意する。技術委員会は、この取極に基づく手続上の取極で指定することがある他の任務を遂行する。

4 日本国政府が琉球政府による使用のために提供する資金により取得される器材及び施設、日本国政府が琉球諸島に供与する器材及び施設又は琉球諸島で実施される日本国政府の技術援助は、琉球政府が、その規定に従い、かつ、琉球諸島で適用される法令及び手続に従い、並びに日本国政府が琉球諸島に供与す

る援助の計画に関する実施取極に従つて、使用し、建設し、維持し、又は管理する。前記の器材及び施設に対する権原は、日本国政府と合衆国政府との間で特に別段の合意を行なう場合を除くほか、琉球政府に帰属する。

本大臣は、貴官が、前記の了解が貴国政府の了解でもあること並びにこの書簡及び前記の了解に同意する貴官の返簡が両政府間の合意を構成することをアメリカ合衆国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かつて敬意を表します。

(訳文)

(合衆国側書簡) (案)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、英語による訳文が次のとおりである本日付けの閣下の書簡に言及する光榮を有します。

(日本側書簡)

本官は、前記の了解を本国政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成することを確認する光榮を有します。

本官は、さらに、アメリカ合衆国政府は、琉球諸島の経済開発並びに琉球諸島の住民の福祉及び安寧を増進するための経済及び技術援助の供与についての日本国政府の協力を求めたので、そのよりの援助の供与についての日本国政府の協力を歓迎する旨を申

し述べる光榮を有します。合衆国政府は、極東における平和の擁護における指導的地位に伴う嚴肅な責任を遂行するにあたり、日本国との平和条約第三条の規定に従つて琉球諸島の施政を行なう責務を引き受けることが必要であると認めためたのでありますが、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本国の完全な主権の下へ復帰せしめることを許す日を待望しております。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

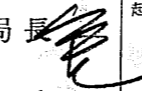



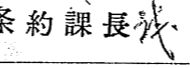

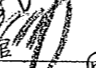
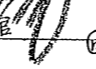

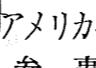
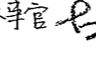

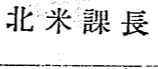
4月23日(木) 次官会議  
 24日(金) 閣議 } の控  
 25日(土) 署交換

ダイヤ指示	発信用	取替用	計
注 意			
付			
届			

発送日 昭和39年4月27日  
 発信 函 ダイヤ(録) 枚数 21/3

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

極  
秘  
回  
収  
案  
件

公 信 番号 案 第 429 号	公 信 日付 昭和 39 年 4 月 22 日
大 臣 <del>池田</del>	主 管 条約局長 
政務次官 	参 事 
事務次官 	主任 条約課長 
外務審議官 	起案者 大森 電話番号 564
官 房 長 	
官房総務主任 	
アジア局長 	アメリカ局長 
参事官 	法規課長 
	北米課長 
受信者 内閣総理大臣 池田 勇人 殿	発信者 外務大臣 大平 正芳
号送付先	(希望発送日) 月 日
件 名 琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関するアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する閣議清議の件	
琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関するアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換に関する閣議決定案について閣議を求める。	
GA-2	外務省 回覧番号 案 第 99 号

22-230

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会  
及び技術委員会の設置に関するアメリカ合衆国政府  
との間の書簡の交換に関する閣議決定(案)

一 琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術  
委員会の設置に関し、別紙一の案の書簡をアメリカ合衆国政府  
との間に交換することとする。

二 前記の書簡の交換に関し、別紙二の案の合意せられた

議事録に頭字署名することとする。

(参考)

昭和三十六年六月二十二日の池田総理大臣と  
ケネディー大統領との共同声明(抜粋)

(仮訳)

大統領と総理大臣は、米国の施政下にあるが同時に日本が潜在主権を保有する琉球及び小笠原諸島に關連する諸事項に關し意見を交換した。大統領は、米國が琉球住民の安寧と福祉を増進するため一層の努力をばらう旨確言し、更らに、この努力に對する日本の協力を歓迎する旨述べた。総理大臣は、日本がこの目的のため、米國と引続き協力する旨確言した。

(仮訳)

(参考)

一九六二年三月十九日のケネディー大統領の声明

本日、私は、琉球諸島の施政について定めた一九五七年六月五日付の行政命令カ一〇七一三号の改正に署名した。この行政命令の改正と以下に掲げる諸措置は、琉球諸島の現状と同地域で実施されている米國の政策および計画を調査するため昨年任命された各省調査団の報告の結果である。

調査団の作業は、米國が琉球諸島の軍事基地に重要性を認めていることを強調している。これらの基地に展開されている兵力は、極東の平和に對する脅威にかんがみ、われわれの阻止力を維持するうえで最も重要なものである。琉球諸島の米國基地は、日本から東南アジアへかけて大きな弓形になつて横たわる同盟諸國に對し、一たん事あるときは、米國は援助に赴く意思も能力もあるのだということを保証するのに役立つている。



調査団の報告は、米国の施政を続けることが軍事上絶対に必要であることと琉球住民の希望、すなわち日本国民であることを認められ、日本でならば享受できる経済および社会福祉の利益を受け、また、自分自身の問題を処理するに当つて今までよりも大きい発言権を持ちたいという希望とを、いかに調和させるかの問題を詳細に検討しているものである。この報告は、また、琉球諸島の同胞と密接な関係を保ちたいという日本国民の希望をも同じく考慮している。

私は、琉球諸島が日本本土の一部であることを認めるもので、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本国の完全な主権の下へ復帰せしめることを許す日を待望している。それまでの間は、すべての関係者が寛容と相互理解の精神で対処しなければならぬ事態にある。私は、米国がこの精神を表明し、琉球住民に対する米国の責任を今までよりも効果的に果し、さらに、琉球諸

島が日本の施政下に復帰することになる場合の困難を最も少くするため、いくつかの特定の措置を取るよう指令した。これらの措置は、次のとおりである。

- 一、琉球諸島に対する援助を六百万ドル以内に行っている現在の制限を撤廃するためプライス法（公法八六一六二九）を改正するよう議会に要請する。
- 二、米軍および琉球政府が雇用している琉球住民に対する給与の水準ならびに公衆衛生、教育および福祉の水準を、数年後には日本本土の相当する地域での水準に達するよう引き上げるため、琉球諸島における新しい計画を支持する案を議会に提出する準備を行なう。
- 三、琉球諸島の経済開発のための借款資金を今後年々着実に増加させるための提案を議会に提出する準備を行なう。
- 四、昨年池田総理大臣のワシントン訪問に際し同総理大臣と私

が討議したとおり、琉球住民の安寧と福祉および琉球の経済開発を増進するための援助供与について、米国と日本との協力関係実施に関する明確な取極を作成するため日本政府と討議を開始する。

五 施政権者としての米国が必ずしも保留しておく必要のない行政機能を、何時、いかなる状況の下で今まで以上に琉球政府に委譲することができぬかを決定するため、琉球諸島の行政機能について継続的な検討を行なう。

六 琉球諸島にある米国の軍事施設または琉球諸島自体の安全保障維持のために必ずしも必要でないすべての統制を撤廃するため、琉球住民の個人的自由を不必要に制限していると考えられる諸統制について継続的な検討を行なう。

行政命令カ一〇七一三号の改正は、次の諸目的実現のためのものである。

- 一 立法院が琉球政府の行政主席を指名することを定める。
- 二 高等弁務官の拒否権について、その限定された目的を強調するよう、書き改める。
- 三 立法院議員の任期を二年から三年に延長する。
- 四 立法院が選挙区の数と区域を変更することを認める。
- 五 民政官は文民でなければならぬことを定める。
- 六 琉球におけるある種の米国人に対する刑事裁判権についての規定に若干の技術的変更を加える。

( 参考 )

1. 日本政府の対沖繩援助額

	千円	千ドル
昭和34会計年度	155,636	432
" 35 "	138,797	386
" 36 "	579,573	1,610
" 37 "	1,074,102	2,984
" 38 "	1,983,531	5,510
" 39 "	2,010,472	5,585

2. 米政府の対沖繩経済援助額

	合衆国援助費	高等弁務官 一般資金	計 (千ドル)
1960米会計年度	5,335	5,278	10,613
1961 "	6,737	7,678	14,416
1962 "	5,577	8,444	14,021
1963 "	6,960	10,100	17,060
1964 " (推定)	8,150	9,715	17,865

(DRAFT)

(JAPANESE NOTE)

(Translation)

Monsieur le Chargé d'Affaires:

I have the honor to refer to the discussions between representatives of our two Governments concerning precise arrangements for cooperation between the two Governments in providing assistance to promote the economic development of the Ryukyu Islands and the welfare and well-being of their inhabitants and to confirm on behalf of my Government the following understandings reached between our two Governments as a result of these discussions.

1. (a) The Government of Japan and the Government of the United States of America shall continue to cooperate in providing economic and technical assistance to promote the economic development of the Ryukyu Islands and the welfare and well-being of their inhabitants.

(b) The assistance of the Government of Japan will be provided from funds which have been appropriated for this purpose; the disbursement of such funds will be in accordance with the relevant laws and regulations of Japan.

- 2 -

2. A Consultative Committee shall be established, consisting for Japan of the Minister for Foreign Affairs as the chief representative and the Director General of the Prime Minister's Office and for the United States of America, the United States Ambassador to Japan. The Consultative Committee shall meet from time to time, at the request of either Government, to coordinate the policies of the two Governments for cooperation in providing economic and technical assistance to promote the economic development of the Ryukyu Islands and the welfare and well-being of their inhabitants. The coordination of said policies of the two Governments shall consist of:

- (a) annual review of the progress made in economic development and the social welfare in the Ryukyu Islands;
- (b) consideration of immediate and long-range needs; and
- (c) agreement on the program of assistance to be provided by the Government of Japan for the ensuing Japanese fiscal year, subject to availability of appropriated funds and in accordance with the provisions of sub-paragraph 1 (b) above, and with due regard to the assistance being provided by the Government of the United States.

3. A Technical Committee shall be established,

consisting of a representative of the High Commissioner of the Ryukyu Islands as Chairman, an official designated by the Director General of the Prime Minister's Office of the Government of Japan, and the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands or his representative.

The Technical Committee shall meet from time to time, at the request of either party to this agreement, to consider problems arising incident to the administration and implementation of the economic and technical assistance provided the Ryukyu Islands by the Government of Japan. The Technical Committee shall perform such other functions as may be specified in procedural arrangements under this agreement.

4. Equipment and facilities acquired with funds made available by the Government of Japan for expenditure by the Government of the Ryukyu Islands, or equipment and facilities provided by the Government of Japan to the Ryukyu Islands, or technical assistance rendered by the Government of Japan in the Ryukyu Islands shall be used, constructed, maintained and/or administered by the Government of the Ryukyu Islands pursuant to the provisions of paragraph 2 above and in accordance with

laws, regulations, and procedures applicable in the Ryukyu Islands and in accordance with implementing arrangements on the program of assistance to be provided by the Government of Japan to the Ryukyu Islands. Title to such equipment and facilities shall rest with the Government of the Ryukyu Islands except as otherwise specifically agreed upon between the Governments of Japan and of the United States.

I would appreciate it if you would confirm on behalf of the Government of the United States of America that the foregoing are also the understandings of your Government, and that the present note and your Note in reply concurring in the understandings constitute an agreement between our two Governments.

I avail myself of this opportunity to extend to you, Monsieur le Chargé d'Affaires, the assurances of my high consideration.

- 5 -

(U.S. NOTE)

Excellency:

I have the honor to refer to Your Excellency's note of today's date, which reads in the English translation thereof as follows:

(Japanese Note)

I have the honor to confirm on behalf of my Government the foregoing understandings and to confirm that Your Excellency's Note and the present Note in reply constitute an agreement between our two Governments.

I have further the honor to state that the Government of the United States of America, having invited the cooperation of the Government of Japan in providing economic and technical assistance to promote the economic development of the Ryukyu Islands and the welfare and well-being of their inhabitants, welcomes the cooperation of the Government of Japan in providing such assistance. My Government, which in the discharge of its solemn responsibilities of leadership in the defense of the peace in the Far East has found it necessary to undertake

- 6 -

the task of administering the Ryukyu Islands in accordance with Article 3 of the Treaty of Peace with Japan, looks forward to the day when the security interests of the Free World will permit the restoration of the Islands to full Japanese sovereignty.

Accept, Excellency, the renewed assurances of my highest consideration.

(別紙二)

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会  
の設置に関する交換公文についての合意された議事録  
(案)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会を設置するため  
の千九百六十四年 月 日付けの交換公文のための交渉の過程  
において到達した次の了解を記録する。  
1 (b) に関し

交換公文 1 (b) に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、  
「この資金の支出は、日本国の関係法令に従う。」とは、日本  
国の法律が援助計画の琉球諸島における実施に適用されること  
を意味するとは解釈しないこと、したがって、いずれの政府も、  
アメリカ合衆国政府の当局又は琉球政府は日本国政府の供与す

4 に関し

る経済援助を受け入れ、又はその援助の計画を実施するに際し、  
日本国の法律に従わなければならないものとは解さないことが  
了解される。

交換公文 4 に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、  
「実施取極」とは、日本国政府の機関と高等弁務官の承認の下  
に行動する琉球政府の機関との間の取極で、日本国政府の援助  
計画を実施するために行なわれており、又は行なわれることが  
あるものを意味すると解釈することが了解される。

(DRAFT)

AGREED MINUTES TO THE EXCHANGE OF NOTES  
RELATING TO THE ESTABLISHMENT OF THE CONSULTATIVE  
COMMITTEE AND THE TECHNICAL COMMITTEE CONCERNING  
ECONOMIC ASSISTANCE TO THE RYUKYU ISLANDS

The representatives of the Governments of Japan and the United States of America wish to record the following understanding which they have reached during negotiations leading to the Exchange of Notes of \_\_\_\_\_ to establish the Consultative Committee and the Technical Committee concerning economic assistance to the Ryukyu Islands:

Paragraph 1(b): With respect to paragraph 1(b) of the Exchange of Notes, it is understood that the Government of Japan and the Government of the United States of America do not interpret the phrase "the disbursement of such funds will be in accordance with the relevant laws and regulations of Japan" to mean that Japanese law should in any way be applicable to the implementation in the Ryukyu Islands of programs of assistance, and that neither Government considers that the authorities of the Government of the United States of America or the Government of the Ryukyu Islands are responsible for complying with Japanese law in securing economic assistance

- 2 -

or in implementing programs of assistance to be provided by the Government of Japan.

Paragraph 4: With respect to paragraph 4 of the Exchange of Notes, it is understood that the Government of Japan and the Government of the United States of America interpret the phrase "implementing arrangements" to mean those arrangements between agencies of the Government of Japan and of the Government of the Ryukyu Islands with the approval of the High Commissioner, which are, or may be, made for the purpose of implementing the programs of assistance of the Government of Japan.

Tokyo, , 1964.



琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関しアメリカ合衆国政府との間に交換される書簡の要綱

一 日本側書簡

日本政府は、琉球諸島の経済開発と同諸島住民の福祉・安寧を増進するための援助供与についての日米両政府間の協力に因し、両政府間で到達した次の了解を確認する。(前文)

(一) 日米両政府は、琉球諸島の経済開発と同諸島の住民の福祉・安寧を増進するための援助供与について、引き続き協力する。(第一項(a))

(二) 日本政府の援助は、予算で認められた資金から供与され、この資金の支出は、日本の関係法令に従う。(第一項(b))

(三) 日本側については首席代表たる外務大臣及び総理府総務長官、また、米側については在日米大使で構成される協議委員

会を設置する。同委員会は、前記の援助供与についての協力に関する両政府の政策調整のため、日米いずれか一方の政府の要請に基づき随時会合する。この政策調整は、次のとおりとする。

(a) 琉球諸島の経済開発及び社会福祉の進展についての毎年度の検討

(b) 短期及び長期の必要の検討

(c) 日本政府が次会計年度に供与する援助計画についての合意(第二項)

(d) 議長たる琉球高等弁務官の代表者一人、総理府総務長官の指名する政府職員一人及び琉球政府行政主席又はその代表者一人で構成される技術委員会を設置する。同委員会は、日本政府による前記の援助の実施に関する問題の検討その他の任務を遂行するため、日米いずれか一方の政府の要請に基づき随時会合する。(第三項)

何 日本政府が琉球諸島に提供する資金により取得される器材及び施設、日本政府が琉球諸島に供与する器材及び施設又は琉球諸島で実施される日本政府の技術援助は、琉球政府が、前記(イ)の規定、同諸島で適用される法令及び援助計画に関する実施取極に従つて、使用、建設、維持又は管理を行なり。前記の器材及び施設に対する権原は、両政府間の別段の合意がない限り、琉球政府に帰属する。(第四項)

二

合衆国側書簡

米國政府は、前記一の了解を確認する。

米國政府は、琉球諸島に対する援助供与についての日本政府の協力を歓迎する。

米國政府は、極東における平和擁護の責任を遂行するにあたり、平和条約第三条の規定に従つて、琉球諸島の施政を行なり責務を引き受けることが必要であると認めながら、自由世界の安

全保障上の利益が、琉球諸島を日本の完全な主権下へ復帰せしめることを許す日待望する。

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関する交換公文についての合意された議事録の要綱

一 交換公文第一項の「この資金の支出は、日本国の関係法令に従う。」とは、日本の法律が援助計画の琉球諸島における実施に適用されることを意味しないこと、したがって、米國政府当局又は琉球政府は日本政府の経済援助を受け入れ、又はその援助計画を実施するに際して日本の法律に従わなければならないものとは解さないことが了解される。

二 交換公文第四項の「実施取極」とは、日本政府の援助計画を実施するための日本政府の機関と琉球政府の機関との間の取極を意味する。

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関するアメリカ合衆國政府との間の簡便の交換に関する説明資料

一 わが國は琉球諸島に対して潜在主權を有すること、琉球諸島住民は日本國民たる地位を有すること及び琉球諸島に対する施政權は將來わが國に返還されるべきものであることにかんがみ、政府は、琉球諸島の経済開発と同島住民の安寧・福祉を増進するため、米國政府と協力して、積極的な援助の努力を推進してきたが、昭和三十六年六月、池田総理大臣とケネディ大統領との会談において、米國が琉球諸島住民の安寧・福祉の増進について一層努力し、わが國がこの目的のため、米國と引き続き協力することが確認された。昭和三十七年三月、ケネディ大統領は、池田総理大臣との前記の了解に基づき、琉球諸島に対する援助供与についての日米間の協力を進めるための取極を行なうために日本政府と協

議を開始する旨を声明した。

前記の取極に関する日米間の交渉は同年九月より開始されたが、今般、琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会と技術委員会の設置を骨子とする取極の案文につき両政府間に意見の一致をみるに至つたので、近く、わが方本大臣と米側エマソン駐日臨時代理大使との間でこのための書簡を交換することといたしたい。

二 今回の取極の主な内容は、次のとおりである。

(1) 阿政府は、琉球諸島に対する援助の供与について、引き続き協力する。日本政府の援助は、予算で認められた資金から供与され、この資金の支出は、日本の法令に従つて行なう。

(2) 協議委員会を設置する。同委員会は、日本側については外務大臣及び総理府総務長官、米側については駐日大使により構成される。同委員会は、琉球諸島に対する援助供与についての協力に関する両政府の政策調整を任務とする。

(3) 技術委員会を設置する。同委員会は、琉球諸島高等弁務官の代表者、総理府総務長官の指名する政府職員及び琉球政府行政主席又はその代表者により構成される。同委員会は、援助の実施に伴つて生ずる問題の検討を任務とする。

(4) 日本政府が琉球政府に提供する資金により取得される器材及び施設、日本政府が供与する器材及び施設又は日本政府の琉球諸島に於ける技術援助は、琉球政府が維持し、管理する。前記の器材及び施設に対する権限は、原則として琉球政府に帰属する。なお、米側は、その返還において、前記の丁原事項を承認するとともに、米国政府は、自由世界の安全保障上の利益が、琉球諸島を日本の完全な主権の下へ復帰せしめることを許す日を待望する旨を述べて前述のケネディの声明を承認している。

秘  
封

要写 / 部

発電係 総第 13756 号  
昭和 年 月 日 時 分 発

電信課長 電・信 案 (分類 4-22-18-26)  
第 705 号 (LTF)

略 平	大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	主管 アジア局長 番参事官 主任	起案 昭和 39 年 4 月 22 日 起案者 上林 電話番号 725-816
-----	--------------------------------------	---------------------------	--

条約課長 北米課長

在米 武内 臨時代理 公使 宛 大 平 大臣 務 総領事

電 報 在 大 公 使 宛 総領事

件 名 沖縄援助に関する交換公文 5 通 5 件

4月17日往信 381 号 閣下

20日在米米大使館より  
合意議事録の方向修正案に対し、20日米日側

同意の旨を返信し、25日答文の交換

と行い、新案発表の予定

GB-1 外務省 回覧番号 2114

22 68

字 済

極秘

部内

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置に関する交換公文についての合意された議事録

(案)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表者は、琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会を設置するため  
の千九百六十四年 月 日付けの交換公文のための交渉の過程  
において到達した次の了解を記録する。

1 (b) に関し

交換公文 1 (b) に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、  
「この資金の支出は、日本国の関係法令に従う。」とは、日本  
国の法律が援助計画の琉球諸島における実施に適用されること

を意味するとは解釈しないこと、したがって、いずれの政府も、  
アメリカ合衆国政府の当局又は琉球政府は日本国政府の供与す  
る経済援助を受け入れ、又はその援助の計画を実施するに際し、  
日本国の法律に従う義務があるとは解さないことが了解される。

4 に関し

交換公文 4 に関し、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、  
「実施取極」とは、日本国政府の機関と高等弁務官の承認 の下の行動する  
琉球政府の機関との間の取極で、日本国政府の援助計画を實  
施するために行なわれており、又は行なわれることがあるもの  
を意味すると解釈することが了解される。

条約局長  
参事官  
条約課長

内閣外第71号

昭和39年4月24日

外務大臣 大平正芳 殿

内閣総理大臣 池田 勇



指 令

昭和39年4月22日条第429号

琉球諸島に対する経済援助に関する協議委員会及び技術委員会  
の設置に関するアメリカ合衆国政府との間の書簡の交換につ  
て請議のとおり。



内 閣

回 覧 番 号  
条 条 100